

# 中国地区における外国人技能実習制度の 現状、課題等について



令和5年7月12日  
広島労働局

# ① 技能実習制度の現状

## 中国地方で就労する在留資格別外国人労働者数（総数7.7万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

**①就労目的で在留が認められる者 14,674人（前年比+32.0% +3,554人）**  
 （いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）  
 ・一部の在留資格者については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**②身分に基づき在留する者 16,905人（前年比+0.8% +136人）**  
 （「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）  
 ・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能。

**③技能実習 28,528人（前年比-6.4% -1,945人）**  
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。

**④特定活動 3,922人（前年比+11.0% +388人）**  
 （EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー等）  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 13,062人（前年比+11.4% +1,335人）**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

※「外国人雇用状況届出」状況（令和4年10月末現在）による。「外国人雇用状況届出」状況制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認したうえでハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお「外交、公用」及び「特別永住者」は対象外である。

### 在留資格別外国人労働者数（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
就労目的	7,079	4,729	1,776	562	528	14,674	19.0%
身分在留	9,089	3,144	2,020	2,002	650	16,905	21.9%
技能実習	14,236	8,009	3,260	1,549	1,474	<b>28,528</b>	37.0%
特定活動	1,788	1,291	641	100	102	3,922	5.1%
資格外活動	6,506	4,370	1,468	400	318	13,062	16.9%
合計	38,698	21,543	9,165	4,613	3,072	<b>77,091</b>	100.0%

全国	構成比
479,949	26.3%
595,207	32.7%
<b>343,254</b>	18.8%
73,363	4.0%
330,910	18.2%
<b>1,822,725</b>	100.0%

（不明：42人）

### 技能実習の国籍別内訳（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
ベトナム	7,562	5,165	2,079	717	847	16,370	57.4%
中国	1,262	808	366	232	166	2,834	9.9%
フィリピン	2,163	431	240	102	89	3,025	10.6%
インドネシア	1,690	881	326	147	191	3,235	11.3%
その他	1,559	724	249	351	181	3,064	10.7%
合計	14,236	8,009	3,260	1,549	1,474	<b>28,528</b>	100.0%

全国	構成比
183,011	53.3%
40,093	11.7%
32,206	9.4%
43,145	12.6%
44,799	13.1%
<b>343,254</b>	100.0%

### 外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業 ・小売業	宿泊業、飲食 サービス業	医療・福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	その他
ブロック計	28,528	4,512	16,299	2,846	117	1,228	687	2,839
広島	14,236	2,052	7,832	1,354	46	659	330	1,963
岡山	8,009	1,244	4,893	917	39	323	200	393
山口	3,260	803	1,627	336	18	187	106	183
島根	1,549	252	980	108	14	10	40	145
鳥取	1,474	161	967	131	0	49	11	155
割合 (%)	100.0%	15.8%	57.1%	10.0%	0.4%	4.3%	2.4%	10.0%

### 外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数の推移（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業 ・小売業	宿泊業、飲食 サービス業	医療・福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	その他
令和4年度	28,528	4,512	16,299	2,846	117	1,228	687	2,839
令和3年度	30,473	4,744	18,455	2,707	117	866	697	2,887
対前年増減率	-6.4%	-4.9%	-11.7%	5.1%	0.0%	41.8%	-1.4%	-1.7%

令和2年度	35,156	5,002	22,381	3,147	128	503	819	3,176
令和元年度	34,100	4,186	22,716	2,941	153	285	697	3,122
平成30年度	29,927	2,954	20,828	2,432	139	34	492	3,048

※「外国人雇用状況届出」状況（各年10月末現在）による。

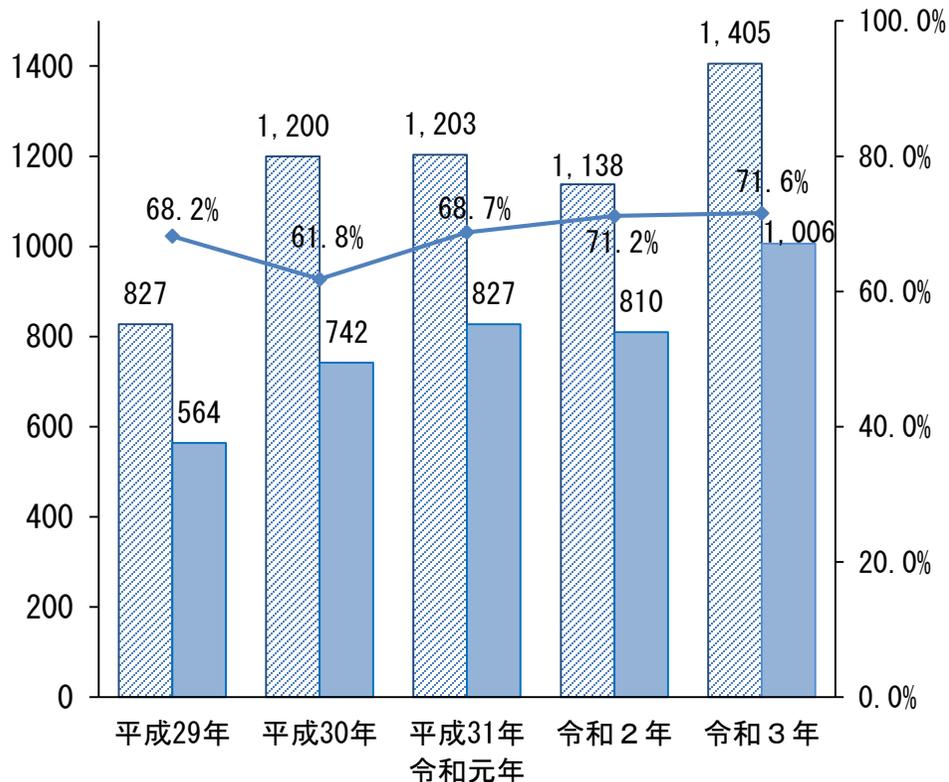
② 外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況  
(令和3年)

# 1 監督指導状況

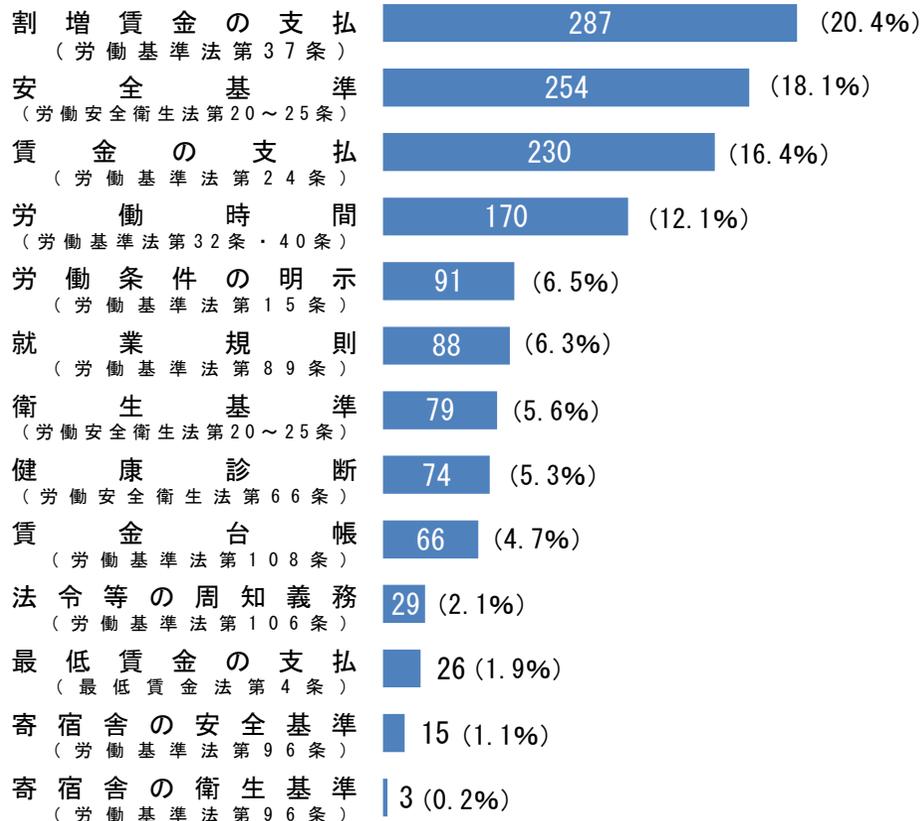
(1) 中国地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して1,405件の監督指導を実施し、その71.6%に当たる1,006件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

 監督指導実施事業場数  
 違反事業場数  
 違反率



(2) 主な違反事項は、①割増賃金の支払（287件、20.4%）、②安全基準（254件、18.1%）、③賃金の支払（230件、16.4%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 中国地区各局の監督指導状況

令和3年		中国5県	鳥取局	島根局	岡山局	広島局	山口局
監督指導実施事業場数		1,405	101	90	421	577	216
違反事業場数		1,006	78	78	264	430	156
主な違反	労働条件の明示 (労基法第15条)	91	7	10	31	34	9
	賃金の支払 (労基法第24条)	230	13	18	49	115	35
	労働時間 (労基法第32・40条)	170	7	12	52	74	25
	割増賃金の支払 (労基法第37条)	287	20	15	81	125	46
	就業規則 (労基法第89条)	88	3	9	26	40	10
	法令等の周知義務 (労基法第106条)	29	3	5	2	18	1
	賃金台帳 (労基法第108条)	66	3	2	13	40	8
	労働安全衛生法 安全基準※ <sup>1</sup>	254	36	14	66	98	40
	労働安全衛生法 衛生基準※ <sup>2</sup>	79	7	3	20	40	9
	健康診断 (安衛法第66条)	74	2	7	18	40	7
	寄宿舎関係 (労基法第96条) 安全基準	15	11	0	3	1	0
	寄宿舎関係 (労基法第96条) 衛生基準	3	3	0	0	0	0
	最低賃金の支払 (最低賃金法第4条) ※ <sup>3</sup>	26	2	2	12	5	5

※1 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※2 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

※3 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る

(4) 令和3年の監督指導事例には、以下のものがあった。

### 事例

無資格の技能実習生2名にクレーンの玉掛け、運転作業を行わせてところ、吊り上げようとした荷が倒れ、荷に挟まれた技能実習生が頸椎（けいつい）を骨折したものの。

#### 概要

- 技能実習生に係る労働災害が発生したとの情報を得て、立入調査を実施した。
- 労働災害の内容を確認したところ、技能実習生2名が天井クレーンを使用して、荷（H鋼）を吊り上げようとした際、玉掛け（クレーンに荷をかける作業）が適正に行われていなかったことから荷がバランスを崩し、技能実習生に向かって倒れ、荷に挟まれた技能実習生1名が頸椎を骨折する大けがを負っていた。

#### 労基署の対応

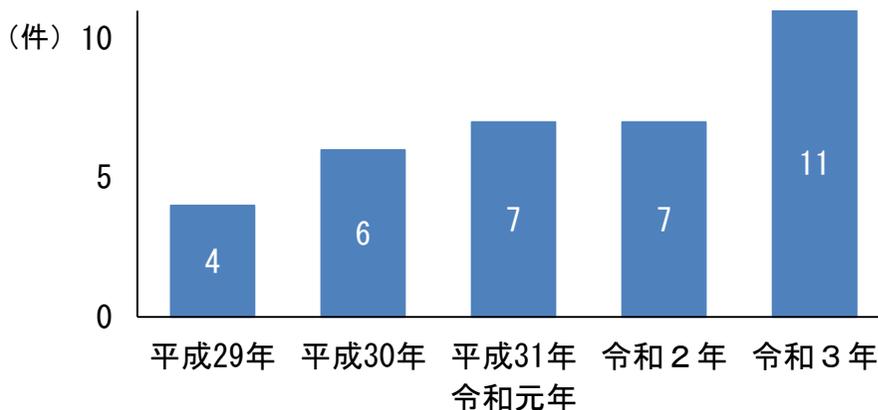
- 作業を行っていた技能実習生2名は、いずれもクレーン作業を行うために必要な玉掛けやクレーンを運転するための資格を有していなかったため、是正勧告を行った。

#### 指導後の会社の取組

- クレーンのスイッチに新たに鍵を設け、その鍵を管理することで、有資格者のみが操作できるようにした。
- クレーンに係る作業を行う場合には、労働者がつり上げられている荷の下に立ち入らないよう安全教育を実施した。

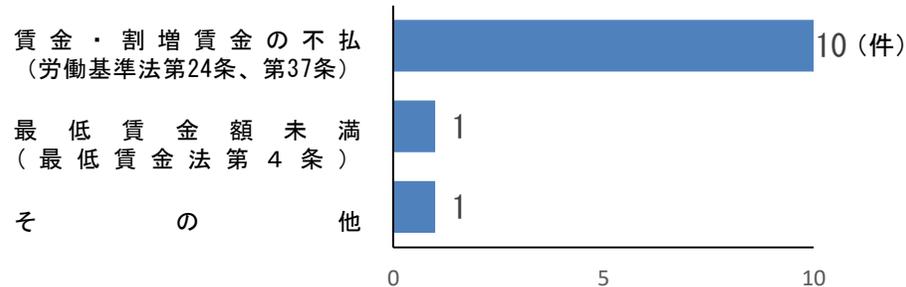
## 2 申告状況

(1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中国地区で11件であった。



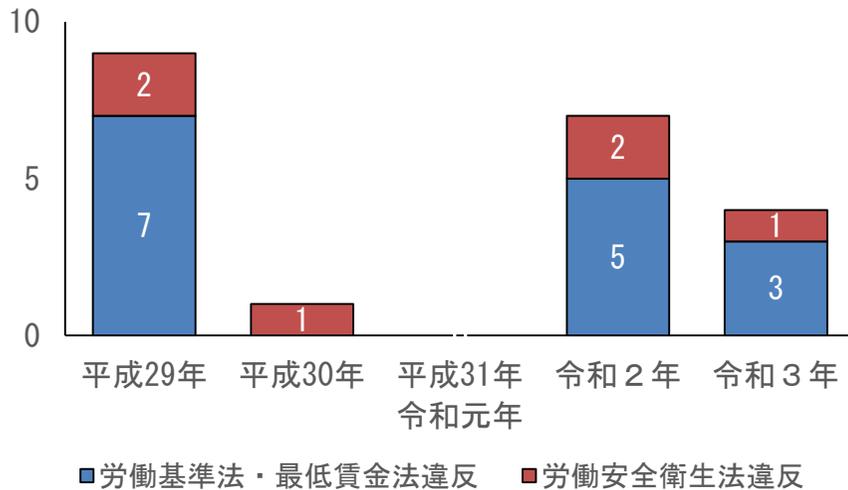
(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(10件)、②最低賃金額未払(1件)、③その他(1件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

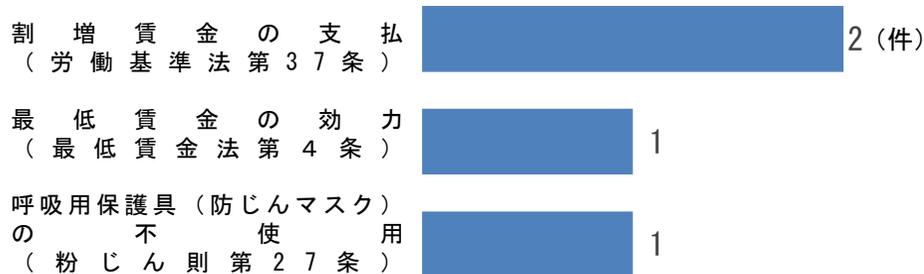


### 3 送検の状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、中国地区で労働基準監督機関が送検した件数は4件であった。



- (2) 送検法条文の内訳は、以下のとおりであった。



- (3) 令和3年の送検事例には、以下のものがあった。

#### 事例

時間外・休日労働に対し、1時間当たり500円のみを支払い、法定の割増賃金(総額約130万円)を支払わなかった疑いで送検

#### 捜査経過

- 外国人技能実習機構からの情報提供により、衣類製造等の縫製会社を営む事業場に立入調査を行った。
- その結果、同社で雇用されていたベトナム人技能実習生2名の時間外・休日労働について、1時間当たりの賃金として500円のみを支払い、法定の割増賃金(時間外労働25%、休日労働35%)を支払っていないことが明らかとなった。
- ベトナム人技能実習生2名に対し、6か月間に渡り、総額約130万円の割増賃金を支払わなかったとして送検した。

#### 被疑事実

- 法定の労働時間を延長し、又は休日に労働させながら、時間外労働に対し通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上、休日労働に同計算額の3割5分以上の率で計算した割増賃金額を、その所定支払日に支払わなかった。

違反条文

【労働基準法第37条第1項(割増賃金の支払)】